

平成17年度

やまぐち森林づくりレポート

= やまぐち森林づくり県民税関連事業実績報告 =



平成18年（2006年）10月

山 口 県

はじめに

緑豊かな森林は、きれいな水や空気を育み、県土を災害から守り、ふるさと山口の美しい景観を創り出すなど、県民生活に欠くことのできない多面的な機能を持っています。

また、近年では、二酸化炭素の吸収源として温暖化防止の役割が期待されるなど地球規模での環境保全にも大きな期待が寄せられています。

このかけがえのない森林は、これまで、林業生産活動など農山村の人々の営みの中で適切に管理されてきましたが、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など森林・林業を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、手入れが行き届かず荒廃した森林が増加し、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されず、県民生活に支障をきたすことが強く懸念されています。

このため、山口県は、平成16年3月に、県民の皆様との協働の下に、本県の豊かな森林を次世代に引き継ぐことを目指した「やまぐち森林づくりビジョン」をお示しするとともに、荒廃森林の再生などを支える財源として、平成17年4月に「やまぐち森林づくり県民税」を導入しましたが、県民税関連事業の実施に当たっては、県民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

このため、「やまぐち森林づくり県民税」に関する年次報告として、毎年度、「やまぐち森林づくりレポート」を作成し、税の導入目的や県民税により実施している事業の内容、実績、効果などについて公表することとしています。

ぜひ、ご一読いただき、本県の豊かな森林づくりへの取り組みに、さらなるご理解をいただきますとともに、今後の事業の実施に当たって反映するため、皆様からのご意見をお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

< お問い合わせ先 >

山口県農林水産部森林企画課流域管理推進班

(電話番号) 083-933-3464 (FAX番号) 083-933-3479

(電子メール) a17700@pref.yamaguchi.lg.jp

目 次

1	森林の果たしている役割 p. 1
2	やまぐち森林づくり県民税の導入の経緯 p. 2
3	やまぐち森林づくり県民税の概要 p. 4
4	平成17年度やまぐち森林づくり県民税関連事業の実績及び税収実績 p. 5
5	平成17年度税収増加額等の取り扱い p. 6
6	平成17年度県民税関連事業実施実績 p. 7
7	事業の効果 p.18
資料編		
1	健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業） p.22
2	県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業） p.25
3	森林整備等を目的とする税を定めた各県の条例の内容 p.27

1 森林の果たしている役割

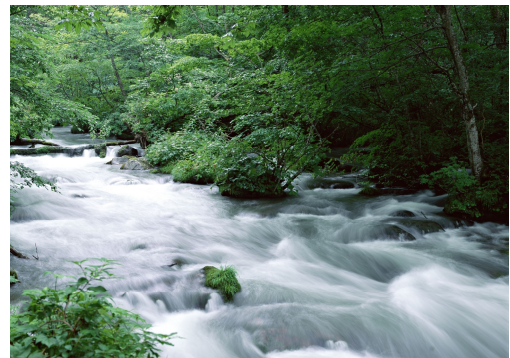
森林は、木材の生産のほかに、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っています。

水源のかん養

森林内では、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く棲む表土がスポンジのような役割を果たし、大量の雨水はゆっくりと河川に流されて洪水を防ぎ、渇水時には貯蔵された水が少しずつ流れ出て渇水を緩和します。

県土の保全

森林は、樹木の根を張り巡らせ、土壌をしっかりと固定し、土壌の崩壊を防止するとともに、落葉や下草などによって地表が覆われているため、降雨等による土壌の浸食や流出を抑えています。



豊かな水を育む森林

地球温暖化の防止

森林は、その成長の過程で光合成により、地球温暖化の主要な原因となっている二酸化炭素を吸収・固定しています。そして、二酸化炭素が固定された木材を利用することは、長期間にわたり、二酸化炭素の大気への放出を抑制することになります。

快適な生活環境の保全

森林は、美しい景観の形成や憩いの場を提供するとともに、強風や騒音等から私たちを守る働きがあり、快適な生活環境の保全に貢献しています。

生物多様性の保全

森林は、野生動植物に生息・生育する場を提供し、生態系や生物種、遺伝子の保全など、生物の多様性を保全する働きを持っています。

2 やまぐち森林づくり県民税の導入の経緯

(1) 山口県の森林・林業の現状と課題

山口県の森林面積は約440千haで、県土面積611千haの72%を占めています。

また、この森林の84%は個人や企業等が所有している私有林で、私有林と市町有林等を合わせた民有林の面積は約428千haと、本県の森林の97%を占めています。

この民有林の44%はスギ、ヒノキを中心とした人工林で、その面積は約189千haです。その多くは、第二次世界大戦時の大規模な伐採で荒廃した山を復興するために植栽されたものです。

近年、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、また木材価格の長期低迷など林業を取り巻く経営環境の厳しさが増す中で、人工林を中心に荒廃した森林が増加し、水源のかん養や県土の保全など県民生活と密接に関わる森林の多面的な機能の発揮が懸念される状況となっています。この多面的機能の回復を図るため、



長期間放置され荒廃した森林（下草が枯れ、表土が流出し、樹木の根が露出している。）

荒廃した森林の緊急的な整備等を着実に進めるとともに、森林の果たす役割やその整備の重要性などについて県民理解を促進する取り組みなど、本県独自の新たな森林づくりを積極的に進めていくことが重要な課題となっています。

(2) 「やまぐち森林づくりビジョン」の策定

荒廃が深刻化する森林の現状や県民の森林に対する多様化、高度化するニーズを踏まえ、健全で豊かな森林を県民との協働により育み、次世代に引き継ぐための指針として、「やまぐち森林づくりビジョン」を策定し、平成16年3月に公表しました。

このビジョンでは、百年先の豊かな森林の創造に向け、人と森林の関わり方を考慮して、本県の民有林を「自然を守る森林」、「水と緑を育む森林」、「循環利用される森林」、「生



やまぐち森林づくりビジョン
(平成16年3月策定)

活環境を支える森林」の4つに区分し、多様な森林づくりを進める方向をお示ししています。

また、このビジョンを着実に推進していくために、森林・林業施策の重点化とともに、新たな財源の必要性について提起しています。

(3) 新たな財源の検討

ビジョンの方向性を踏まえて、平成16年4月に、学識経験者や県民各界各層の委員で構成される「やまぐち森林づくり財源検討委員会」を設置し、財源に関する検討を行いました。この検討の結果として、森林の多面的な機能の恩恵を受けている県民の皆様幅広く負担していただくことが適当であるとの意見が示され、平成16年12月に報告書がまとめられて、県に提出されました。



藤井会長から報告書を提出
(平成16年12月24日)

(4) やまぐち森林づくり県民税の導入

県では、財源検討委員会の報告を受けて、「やまぐち森林づくり県民税(案)」を公表しました。テレビやラジオ、県のホームページなど各種広報媒体を活用した広報活動、県内10箇所での県民説明会、森林シンポジウムの開催などによる周知を行うとともに、パブリックコメントやシンポジウムの実施時のアンケート調査など幅広い意見の聴取に努め、また、県議会での審議を経て、平成17年4月から「やまぐち森林づくり県民税」を導入することが決まりました。



やまぐち森林づくりシンポジウムの開催(平成17年1月30日)

3 やまぐち森林づくり県民税の概要

やまぐち森林づくり県民税は、現行の県民税均等割の税率に一定額を上乗せする方式をとっています。

納める人	<p>【個人】県内にお住まいの方等</p> <p>【法人】県内に事務所、事業所を持っている法人等</p>																		
納める額 (上乗せ額)	<p>【個人】年額： 500円</p> <p>【法人】年額：1,000円～40,000円(現行法人の県民税均等割の税率の5%相当額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>現行均等割の税率</th> <th>5%相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	現行均等割の税率	5%相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円
資本等の金額	現行均等割の税率	5%相当額																	
50億円超	年額 800,000円	40,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																	
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																	
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																	
納める方法	<p>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</p> <p>(個人)</p> <p>(法人)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>給与所得者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>個人事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 </td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 												
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 																		
使い途	<ul style="list-style-type: none"> ・健全で多様な森林づくりの推進 ・県民との協働による森林づくりの推進 ・適切な森林整備につながる森林資源の利用促進 																		
実施期間	5年間(税導入効果を検証した上で、必要に応じて見直しを検討します。)																		